

ユニオンは残業の上限引き上げを容認する？ 残業地獄に苦しむ組合員の立場に立て！その1

本紙No.2205でJ R 東海労は、要員を増やさないで過酷な超勤対応で仕事を回すことは問題だとして、申し入れを行ったことをお伝えしました。会社の『勤労情報』No.7によると、J R 東海ユニオンとの団体交渉の場で、「複数の職場において36協定の年間上限（360時間）を上回る可能性があることが判明した。年間上限を上回る可能性がある社員が労働時間を適切に申告しにくくなることのないように」として、新協定で「更に1年間180時間（通算540時間）まで延長」することを提案しました。現在、36協定の年間上限に対する特別条項は、中央新幹線推進本部中央新幹線建設部の一部に設定していますが、会社はこれを全箇所拡大しようというのです。

J R 東海ユニオン第26回定期大会で、「超過勤務目標時間が設定されており、超過勤務申告の心理的カベとなっている」「全ての残業をつけきれない実態も見受けられる」という代議員の発言がありました。この発言は、残業が年間360時間を超えないように調整して、超過分はただ働きをしているということです。

社員の労働時間の管理は当然会社が行っているため、会社はただ働きを容認しています。社会情勢を踏まえれば、会社は残業時間を削減するため、要員を増やすか業務量を減らすかのどちらかを選択しなければなりません。しかし会社は、要員をそのままにして、残業時間の上限を引き上げようとしているのです。それが提案の中味です。全社員の皆さん、これで良いと思いますか？

J R 東海ユニオンは今期（2017年9月まで）の36協定を妥結しました。今交渉で会社の提案を受け入れ、次期（2017年10月から）の年間540時間の残業を認めるのでしょうか？ 組合員には残業とは別に、職場では金にならないQCやプロジェクトの仕事が待ち構えているのです。皆さん、自身の健康と家族のために考えましょう。